

車両及び運搬具	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。）	電気又は蒸気機関車	一八
		電車	一三
		内燃動車（制御車及び附随車を含む。）	一一
		貨車	
		高圧ボンベ車及び高圧タンク車	一〇
		薬品タンク車及び冷凍車	一二
		その他のタンク車及び特殊構造車	一五
		その他のもの	二〇
		線路建設保守用工作車	一〇
		鋼索鉄道用車両	一五
		架空索道用搬器	
		閉鎖式のもの	一〇
		その他のもの	五
		無軌条電車	八
	その他のもの	二〇	
	特殊自動車（この項には、別表第二に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	五
		モータースイーパー及び除雪車	四
		タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの	
		小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三
		その他のもの	四
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）		
	小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三	

	その他のもの	
	大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）	五
	その他のもの	四
	乗合自動車	五
	自転車及びリヤカー	二
	被けん引車その他のもの	四
前掲のもの以外のもの	自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
	小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	四
	その他のもの	
	貨物自動車	
	ダンプ式のもの	四
	その他のもの	五
	報道通信用のもの	五
	その他のもの	六
	二輪又は三輪自動車	三
	自転車	二
	鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	
	金属製のもの	七
	その他のもの	四
	フォークリフト	四
	トロッコ	
	金属製のもの	五
	その他のもの	三
	その他のもの	
	自走能力を有するもの	七
	その他のもの	四